

令和3年 滑川町農業委員会 第9回総会 議事録

召集月日	令和3年9月17日(金)				
開 会	令和3年9月24日(金) 午前9時25分				
閉 会	令和3年9月24日(金) 午前10時00分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	14番	井上富子	1番	神田徳子	

第 9 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 47 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 48 号	農地法第 3 条の 3（相続による権利移動） について
日程第 4	議案第 49 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今から、令和3年第9回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思っております。欠席者の報告になります。農業委員さんは全員出席でございます。それから農地利用最適化推進委員さんも全員出席でございますのでご報告させていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じますので、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。第9回の農業委員会総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。天気の方も落ち着いて、今、稲刈が本番だと思っておりますので、今日は早く終わりにして、そちらの方に取りかかってもらえればと思います。9月14日に滑川町農業祭実行委員会が行われました。今年は第31回の農業祭になるのですが、去年は中止になり、今年はどうしたらよいかという事で協議しました。滑川町では町民体育祭やなめがわ祭り、また近隣の地域でも、行事はほとんど中止となっており、実行委員の皆さんから今年も中止した方が宜しいのではないかという意見があり、第31回滑川町農業祭は中止と決定致しましたのでご報告させていただきます。その会議に埼玉中央の千野組合長が委員長として出席していましたので、今年の米の価格について伺ったところ、埼玉中央JAでは昨年より3,900円の値下がりという大幅な値下がりとなって、9,000円を割る状態になった模様です。私も農協の理事を6年やっていたのですが、農協の方ではできるだけ農家さんの所得増加を考え、高くしようと考えているのですが、そうは言っても相場があります。だいたい米屋さんの相場と、農協では全農という全国の組織の団体がありまして、そこで価格の基準が決定され、それに準じて価格が決まります。なぜ今年は3,900円という大幅な値下げになってしまったかということ、昨年農協は1,000円程度しか値下げをしませんでした。しかし市場では、かなり価格を下げていたため、下げ幅が大

きくなり、今年の農協の価格も安くなりました。また、今年もコロナにより外食産業等が大きく影響を受けていることから、米の在庫が多く発生しており、需要が少なくなっている事も値下げの原因の一つであると思われまます。来年も更に色々影響がありそうな状況です。こういった状態が長く続くと米農家さんはやっていけなくなるのではないかという心配もありますので、より早くワクチン接種が進み、また治療薬ができるなど、来年には元の生活に戻ればよいなと思うところです。本日も提案された議案の慎重審議をお願いして会長の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。それでは総会を始めさせて頂きたいと思ひます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とござひます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。

議長 はい。滑川町農業委員会規則によりまして、議長を務めさせて頂ひます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会規則第6条の規定による定足数に達してあります。令和3年滑川町農業委員会第9回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めてあります。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でござひます。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂ひることにご異議ござひませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号14番の井上委員さん、議席番号1番の神田委員さんをお願い致します。なお、会

議書記は事務局の鯨井主任にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2、議案第47号「農地法第5条について」を、議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第47号「農地法第5条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は3件、973㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は1頁、図面は議案第47号資料1-①から②と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は、滑川町大字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、397㎡の土地になります。議案書の農振区分が農振地域となっておりますが、「地域外」に修正をお願い致します。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、社会福祉法人□□□、理事長、□□□様です。申請事由ですが、10年間の賃借権を設定し、保育園の園庭及び送迎用駐車場として利用する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13番 はい。4班、班長、13番の金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査を9月20日、月曜日の午前8時より、農業委員5名、農地最適化推進委員2名、計7名で実施しました。担当ですので続けて報告致します。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から〇〇〇に向かい、次の信号を右折し、200m程進んだ所を左折し、30m程入った左側になります。申請者は〇〇〇にある□□

□保育園を経営する社会福祉法人□□□、代表の理事長、□□□さんです。申請内容としては、対象の土地を賃借により、駐車場及び園庭として整備したいとのことです。申請理由としては、現在、保育園の定員が54名で、入所率100%で運営しており、園庭が不足して、大通りを越えた先の公園を利用している状況の為、安全面からも現地を使用したいとのことです。また、隣接した駐車場が無い為、0歳児と1歳児の送迎時に、保護者が園児を抱きながら多くの荷物を持ち移動する負担を軽減する為に、3台の駐車スペースを確保する計画とのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で、北側は宅地、東側は雑種地、西側は4m道路で、南側は8月に許可を頂いた畑を含む畑となっており、地主の同意は得られています。境界杭の確認も出来ました。添付書類として、社会福祉法人□□□の定款、施工面積図、資金調達計画書、工事見積書、隣接地同意書、理事会議事録などがあります。審議のほど、宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。○○○地区推進委員の□□□でございます。この申請地は、○○○から近く、宅地化が進んでいる所で、周辺農地への影響はないと思われまます。また、この場所は現在の保育園にも近接していて、園の環境整備の為には、最適な場所であると思ひます。以上、本申請に関する意見でございます。宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきましてご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り番号1について許可相当とする事に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので番号1については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で、議案第47号、番号1を終わります。

議長 続いて、議案第 47 号、番号 2 についての説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい、続きまして、事務局より番号 2 の説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく 1 頁、図面は議案第 47 号資料 2-①から③と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 2、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、141 m²、及び×××番×××、畑、農振地域内の農地、3.15 m²、合計 2 筆、合計 144.15 m²になります。農地の区分は、2 筆とも 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため 2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、熊谷市〇〇〇×××番地〇〇〇×××号、□□□様です。申請事由ですが、35 年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅の建て替えに伴う進入路として利用する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

8 番 はい。3 班班長、8 番の西澤です。9 月 19 日日曜日午前 9 時より、農業委員 2 名、推進委員 2 名、計 4 名で現地調査を行いました。詳細につきましては、担当委員であります宮島委員さんよりお願い致します。

12 番 はい。3 班 12 番、宮島でございます。担当委員として説明致します。先程、班長より説明がありましたが、9 月 19 日日曜日 9 時より、申請地の確認を農業委員 2 名、推進委員 2 名で行いました。所在地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目、畑、面積 141 m²と、同じく×××番×××、地目、畑、面積 3.15 m²の 2 筆でございます。申請地の位置は、〇〇〇を右折して、〇〇〇の信号を左折して、県道〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇の信号のある十字路を右折して、100m ほど行ったところの右手になり

ます。今回の申請は、線引き以前から使用していた進入路が農地法上の手続きがされていなかった為、申請するものでございます。理由書が添付されておりますので、読み上げたいと思います。現在、私たち家族は熊谷市内の賃貸住宅に家族で生活しておりますが、子どもも生まれ何かと手狭で不便を感じる様になりました。将来の事を考え、いつまでも借りているわけにはいかない為、住宅を建てたいと思い、家族で相談した結果、母が相続によって取得した土地の中に、祖父・祖母が住んでいた住宅があった為、その土地、〇〇〇×××番×××の母屋の建替えをして、自己用住宅の建築をする事にしました。この場所は実家に近く、将来的にも両親の様子を伺うことができ、子育てにも最適と考えております。この建築計画を進める中で、長年住宅の進入路として使用していた進入路部分が、農地法上の手続きがされていないことが分かりました。この進入路は線引き以前から先代が宅地への進入路として使用しており、今回の建築計画においても接道となる町道×××号線、建築基準法第42条2項道路から4mの幅員の確保が必要となっている為、今回改めて転用手続きを行うことに致しました。こういった理由でございます。これについては、私の地元で、子どもの時からこの道があったと記憶しております。申請書には土地利用計画図、排水計画、資金計画等が添付されており、排水計画は、合併浄化槽により側溝放流となっております。雨水は浸透柵で敷地内処理となっております。境界杭は明確に表示されておりました。調査の結果、この転用申請はやむを得ないものと考えます。以上の通り、調査報告をさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 〇〇〇地区、推進委員の〇〇〇でございます。本件、申請につきましては、自主的に転用する面積が最小に抑えられること、また祖父母の住んでおられた住宅が、空き家という事になっております。近所に両親が住んでおられ、将来的には両親を見守っていくという諸々の事を考えますれば、本件申請はやむを得ないものと考えます。宜しくお願い致します。

議 長 はい、どうもありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 47 号番号 2 については許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で議案第 47 号、番号 2 を終ります。

議 長 続いて議案第 47 号、番号 3 の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい。事務局より番号 3 の説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく 1 頁、図面は議案第 47 号資料 3 - ①から②と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 3、申請地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振地域内の農地、53 m²、及び×××番×××、畑、農振地域内の農地、379 m²、合計 2 筆、432 m²になります。農地の区分は、2 筆とも 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため 2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、東松山市大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は、東京都〇〇〇×××番×××号、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい、4 班、班長 13 番の金井です。農地法第 5 条の許可申請地の現地調査を 9 月 20 日、月曜日の午前 8 時 30 分より、農業委員 5 名、農地利用最適化推進委員 2 名、計 7 名にて実施しました。

詳細につきましては、担当の田幡委員さんより報告をお願いしたいと思います。

- 6 番 はい。4班、議席番号6番、田幡でございます。只今、金井班長様の報告の通り、9月20日午前8時30分より、現地調査を行いました。当件の場所は、大字〇〇〇字〇〇〇で〇〇〇の南を200m程離れたところがございます。立地基準としては、農振農用地以外の農地となっており、付近の土地の利用状況は、東松山市の大字〇〇〇及び〇〇〇地内にある〇〇〇に隣接し、また南側は〇〇〇の〇〇〇を挟んで東松山市大字〇〇〇の〇〇〇に接しているところでございます。また近隣につきましては、現在、宅地化として開発がされている地域でございます。今回の件は、自己用住宅の開発の為の転用で、本件土地の前面道路である北側の道路は6mあり、建築基準法42条1項道路として出来上がっており、南側に隣接する農地につきましては、地主様の農転同意書を頂いているとのことでございます。従いまして、都市計画法の開発許可を伴う農転であり、問題はないものと思われます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい、〇〇〇地区、推進委員の□□□です。この申請地は、現地調査をしたところ、現在、休耕となっておりますが、保全管理されていまして。また、申請地の周辺は農地の集積というよりも、宅地化が進んでいるところであるため、周辺農地への影響は現在ないと思われます。本申請に関する意見は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第47号番号3については、許可相当と

決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で第 47 号、番号 3 を終ります。日程第 2 議案第 47 号については以上になります。

議 長 日程第 3、議案第 48 号「農地法第 3 条の 3 について」を、議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、事務局より議案第 48 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」を説明致します。議案書の 2 頁、議案第 48 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 4 件、41,318.37 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、944 m²、外 2 筆、田畑等合計 3,132 m²になります。位置については議案第 48 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが、埼玉県川口市〇〇〇×××番×××号、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。続きまして番号 2 ですが、議案書は 2 頁から 3 頁になりますので宜しくお願い致します。所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番、田、715 m²、外 13 筆、田畑等合計 14,068 m²になります。議案書の合計筆が 15 と記載されていますが、4 + 6 + 4 筆の合計 14 筆と修正をお願いいたします。位置については議案第 48 号資料 2 をご確認ください。届出者ですが比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。受理状況は備考記載のとおりです。続きまして番号 3 ですが、議案書 3 頁になります。所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、731 m²になります。こちら外 3 筆、田畑等合計 2,826 m²になります。位置については、議案第 48 号資料 3 をご確認ください。届出者ですが比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権の取得によるものです。受理状況は備考記載の通りになります。続いて番号 4 ですが、議案書 4 頁になります。所在

地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、641 m²、外8筆、田畑等合計 21,292.37 m²になります。位置については、議案第48号資料4をご確認ください。届出者ですが比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として受理状況は備考記載のとおりです。報告は以上になります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、議案第48号の質疑を終了致します。日程第3は以上になります。

議長 日程第4、議案第49号「農地法第5条の届出について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第49号「農地法第5条(届出)について」を説明致します。議案書の5頁、議案第49号資料1と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は1件、218 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが、所在地は、滑川町月の輪〇〇〇×××番×××、畑、179 m²同じく×××番×××、畑、39 m²、合計2筆、218 m²になります。位置については、議案第49号資料1をご確認ください。届出者ですが、東京都〇〇〇×××〇〇〇×××、□□□様、□□□様です。届出事由は、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。受理状況は備考記載のとおりです。報告は以上になります。

議長 ありがとうございました。只今、事務局より説明が終了しました。この件も会長専決処分の報告になっておりますので、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、議案第49号の質疑を終了致します。日程第4は以上となります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、
閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 意義なしと認めます。滑川町農業委員会令和3年第9回総会は、
閉会することに決定いたしました。ご協力をありがとうございました。
大変ありがとうございました。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様にお
かれましては、慎重審議ありがとうございました。それでは、総
会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶を
宜しくお願い致します。

職務代理 お忙しい中ご出席を頂き、慎重審議をありがとうございました。
令和3年第9回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年10月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 井 上 富 子

署名委員 神 田 徳 子